

スマート林業実践支援事業等実施要領

令和3年7月28日付け3信木第192号林務部長通知

令和4年3月31日付け3信木第577号林務部長通知

令和5年3月28日付け4信木第679号林務部長通知

令和6年4月26日付け6信木第66号林務部長通知

最終改正 令和7年3月31日付け6信木第656号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、スマート林業実践支援事業等補助金交付要綱（令和3年7月28日付け3信木第193号林務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の提出)

第2 要綱第5に規定する事業計画については、スマート林業実践支援事業等計画書（以下「事業計画書」という。）（様式第1号）によることとし、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

2 局長は、前項の事業計画が提出された場合は、協議書（様式第2号）により林務部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

3 部長は、前項の規定による計画書の協議があり、内容が適当と認められる場合は、これに同意するものとする。

4 局長は、前項の規定により同意があった場合は、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体」という。）に対し、事業計画の承認を行うものとする。

(内示)

第3 部長は、第2第3項により同意した事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案して、局長に対し、補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の内示があったときは、事業実施主体に対し、補助金額の内示をするものとする。

(補助金の交付)

第4 内示を受けた事業実施主体は、スマート林業実践支援事業等補助金交付申請書（様式第3号）を局長に提出するものとする。

ただし、事業実施主体は、交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当

該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。この場合において、補助事業者は、第 8 第 2 項又は第 3 項の規定による報告をするものとする。

- 2 局長は、補助金を交付すべきものと認めた場合は、様式第 4 号により補助金の交付を決定するものとする。

（補助金変更交付等）

- 第 5 事業実施主体は、要綱第 4 に規定する重要な変更の必要が生じたときは、速やかにスマート林業実践支援事業等変更計画書（様式第 5 号。補助金額が変更となる場合は補助金変更交付申請書を兼ねる。）を局長に提出するものとする。
 - 2 局長は、前項の申請があった場合には、様式第 6 号により部長に協議を行い、部長はやむを得ないと認めた場合は、様式第 7 号により同意するとともに、必要に応じて補助金の変更内示をするものとする。
 - 3 局長は、前項の同意があった場合は、事業実施主体に対し、事業計画の変更を承認するとともに、必要に応じて補助金の変更交付決定（様式第 4 号）を行うものとする。
 - 4 事業実施主体は、要綱第 4 に規定する重要な変更以外の変更が生じた場合には、速やかにスマート林業実践支援事業等変更報告書（様式第 8 号）を局長に提出するものとする。
 - 5 局長は、前項の報告により補助金額に変更がある場合には、速やかに部長に報告するものとする。

（早期着手）

- 第 6 事業実施主体は、第 4 第 2 項の補助金の交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手することができる。
 - (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受ける場合。
 - (2) 事業の実施上、特に長期間を要する場合。
 - (3) 他事業と関連し、早期に着手する必要がある場合。
- 2 事業実施主体は、早期着手を必要とするときは、スマート林業実践支援事業等早期着手協議書（様式第 9 号）を局長に提出する。
- 3 局長は、前項の協議書の提出があり、第 1 項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、様式第 10 号により同意するものとする。

(補助金交付申請の取下げ等)

第7 事業実施主体は、要綱第4に規定する補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、スマート林業実践支援事業等中止（廃止）承認申請書（様式第11号）又はスマート林業実践支援事業等期間延長承認申請書（様式第12号）を局長に提出するものとする。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、事業が完了したときには、要綱第7の規定により、速やかにスマート林業実践支援事業等実績報告書（様式第13号）を局長に提出するものとする。

2 第4第1項なお書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 第4第1項なお書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第13号の別添）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

4 局長は、第1項の実績報告書の提出があったときには、調査員を任命し、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うこととする。

(1) 予算書及び決算書

(2) 会計簿及び補助簿

(3) 契約、支払い関係書類

(4) 補助金手続書類

(5) 補助金の交付を受けて取得した財産の管理状況、利用実績

(6) その他必要と認められる書類

5 局長は前項の調査を行ったときは、スマート林業実践支援事業等調査調書（様式第14号）を作成するものとする。

(補助金の額の確定)

第9 局長は、第8第5項の調査の結果に基づき、補助金の額の確定（様式第15号）をするものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の千円未満を切捨て、補助率を乗じて算定する。

(補助金の請求)

- 第 10 要綱第 8 に規定する補助金交付の請求を行うときは、スマート林業実践支援事業等補助金交付（概算払）請求書（様式第 16 号）を局長に提出するものとする。
- 2 要綱第 8 に規定する概算払の請求額は、補助金相当額の全額とすることができるものとする。

(財産の管理)

- 第 11 事業実施主体は、補助金の交付を受けて取得、又は効用の増加した財産について、次に掲げる各号に基づき管理するものとする。
- (1) 財産管理に関する規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、効果的な運用を図ること。
- (2) 財産の管理運営の状況を明確にするため、その種類、所在、機種、価格、取得年月日等を記載した台帳を整備すること。
- (3) 財産の利用実績について整備すること。

(財産の処分制限)

- 第 12 要綱第 9 第 2 項に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除く。
- 2 事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増大した財産を、要綱第 9 第 3 項に規定する期間内に、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する（以下「財産処分」という。）ときは、スマート林業実践支援事業等財産処分承認申請書（様式第 17 号）を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の申請があったときは、意見書を付して部長に協議するものとする。
- 4 部長は、前項の協議があったときは、やむを得ないと認められる場合、これに同意するものとする。
- 5 局長は、前項の同意があったときは、事業実施主体に財産処分の承認を行うものとする。
- 6 事業実施主体は、前項の承認があったときは、スマート林業実践支援事業等財産処分報告書（様式第 18 号）を局長に提出するものとする。

(実施報告)

- 第 13 局長は、補助金支払い完了後、スマート林業実践支援事業等実施報告書（様式第 19 号）を事業実施の翌年度の 5 月 10 日までに部長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年度事業から適用する。

(様式第1号) (第2第1項関係)

スマート林業実践支援事業等計画書

年 月 日
番 号

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年度において、スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）を実施したいので、下記のとおり事業計画を提出します。

1 事業計画

別紙様式1号関係のとおり

(別紙様式第1号関係)
(別紙様式第5号関係)
(別紙様式第8号関係)
(別紙様式第13号関係)

スマート林業実践支援事業等計画

(スマート林業実践支援事業等変更計画)

(スマート林業実践支援事業等実績書)

年 月

事業実施主体：

(変更計画の場合、当初：上段/変更：下段 に記載のこと)

2 事業計画（変更・実績）内訳

(1) 機器類の導入

機器名称	単価 (円)	数量	補助対象 経費 (円)	備考
小計 (A)				

(2) ソフトウェアの導入

ソフトウェア名称	単価 (円)	数量	補助対象 経費 (円)	備考
小計 (B)				

(3) システムの導入

システムライセンス名称 (契約期間)	単価 (円)	数量	補助対象 経費 (円)	備考
小計 (C)				

(4) 人材育成（ドローン操作に関する研修受講費）

研修名	単価 (円)	数量	補助対象 経費 (円)	備考
小計 (D)				

合計 (A) + (B) + (C) + (D)				
--------------------------	--	--	--	--

補助対象経費 (合計) (但し、上限は200万円以内)		(千円未満切捨)
補助金額(補助対象経費 × 1 / 2 以内)		

3 スマート林業の実践に関する人材育成計画（実績）

（1）スマート林業推進担当者 職氏名

（2）スマート林業の実践に向けた研修等の開催、参加計画（実績）

4 収支予算（決算）

収入

区分	予算（決算）額	備考
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
計	円	

支出

区分	予算（決算）額	備考
事業費	円	
	円	
	円	
計	円	

5 事業計画（実施）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 添付書類

機器類の見積（請求・領収）書等

1 事業計画（変更・実績）内訳

機器類の導入

機器名称	単価（円）	数量	補助対象 経費（円）	備考
合計				

補助対象経費（合計）		(千円未満切捨)
補助金額（上限は190万円以内）		

2 収支予算（決算）

収入

区分	予算（決算）額	備考
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
計	円	

支出

区分	予算（決算）額	備考
事業費	円	
	円	
	円	
計	円	

3 事業計画（実施）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

機器類の見積（請求・領収）書等

(別紙様式第1号関係の別添)

確認書

補助事業名：スマート林業実践支援事業(または先端林業技術公募・実証事業)

確認事項	チェック欄
申請者は、以下の要件を全て満たしていますか。(全てに✓が付きますか。)	
申請者は、スマート林業実践支援事業等補助金交付要綱第2に定める林業経営体等ですか。	
県が交付する別の補助金の交付を受けていませんか。	
国又は県が出資する財団法人等から別の助成金の交付を受けていませんか。	
県税に未納はありませんか。	
不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為はありませんか。	

(私は、)スマート林業実践支援事業(または先端林業技術公募・実証事業)の申請に際し、上記全ての項目を確認しました。

確認年月日

申請者名

協 議 書

年 月 日
番 号

林務部長 様

地域振興局長

年度におけるスマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）について、
要領第2の規定による補助対象経費として認めますので、下記のとおり協議します。

1 事業計画書

事業実施主体	主な事業内容	補助金額 (円)

2 添付書類

スマート林業実践支援事業等計画書（様式第1号及び別紙様式第1号関係）

(様式第3号) (第4第1項関係)

スマート林業実践支援事業等補助金交付申請書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年度において、別紙計画書のとおりスマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）を実施したいので、下記の金額を交付して下さい。

記

金 円

添付書類

- ・スマート林業実践支援事業等計画書（様式第1号及び別紙様式第1号関係）
- ・誓約書（様式任意）

※ただし、交付申請額が先に提出した事業計画書に記載の補助金額と異なる場合は、改めて事業計画（別紙様式1号関係）を作成し添付すること。

(参考様式)

誓 約 書

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）の申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 当事業により取得した物品等は、補助目的に従って有効的な運用を図ることに努め、目的以外の使用を行いません。
- 2 上記に反した場合は、補助金の全部又は一部について、中止若しくは返還することに異存ありません。

申 請 者

年 月 日付けで申請のありました 年度スマート林業実践支援事業等補助金
円を次の条件を付して【 年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した補
助金 円を金 円に変更して】交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）、スマート林業実践支援事業等補助金交付要綱（令和3年 月 日付け3信木第 号林務部長通知。以下「要綱」という。）及びスマート林業実践支援事業等実施要領（令和3年 月 日付け3信木第 号林務部長通知）に従わなければならない。
- 2 重要な変更（補助金額の増額又は30%以上の減額、並びに目的の異なる機器の購入等主要内容変更）をしようするときは、速やかに地域振興局長（以下「局長」という。）に申請してその承認を受けること。
- 3 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに支出に関する証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管するとともに、当該事業により財産を取得した場合は、その取得事業名、取得価格、処分制限期間、処分状況、補助金取得時期その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかななければならない。
- 4 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））内において、承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
また、処分制限期間内に承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 5 補助事業者が局長の付した条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 6 補助事業者は、交付を受けた補助事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに局長に申請して承認を受けること。

注 【 】内は、補助金の額を変更する場合とする。

(様式第5号) (第5第1項関係)

スマート林業実践支援事業等変更計画書 兼
補助金変更交付申請書

年 月 日

地域振興局長 様

申請者
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定のあったスマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 事業変更計画

スマート林業実践支援事業等変更計画（別紙様式第5号関係）

（当初計画：上段/変更計画：下段）

3 補助金額

交付決定額	円
変更交付申請額	円
増減額	円

(様式第6号) (第5第2項関係)

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）の変更について（協議）

このことについて、別添のとおり 年度スマート林業実践支援事業等変更計画書の提出がありましたので、意見を付して協議します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 変更に係る意見
- 3 変更計画書 別添のとおり

(様式第7号) (第5第2項関係)

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

林務部長

スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）の変更について（回答）

年 月 日付 第 号で変更計画書の提出がありました 年度スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）について、下記のとおり変更することに同意します。

記

事業実施主体	事業内容	補助金額
		(当初) (変更)

(様式第8号) (第5第4項関係)

スマート林業実践支援事業等変更報告書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあったスマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）を下記のとおり変更しました。

記

1 変更の理由

2 事業変更計画

スマート林業実践支援事業等変更計画（別紙様式第8号関係）

（当初計画：上段/変更計画：下段）

(様式第9号) (第6第2項関係)

スマート林業実践支援事業等早期着手協議書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年度において、スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）として計画する下記事業について、交付決定前に着手したいので協議します。
なお、本件について交付の決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 早期着手する理由

2 事業計画

別紙様式1号関係のとおり

(様式第10号) (第6第3項関係)

番 号
年 月 日

申 請 者 様

地域振興局長

年度スマート林業実践支援事業等早期着手の同意について (通知)

年 月 日付け 第 号で協議のありました 年度スマート林業実践支援事業
(または先端林業技術公募・実証事業)の早期着手を下記の条件を付して同意します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害等の復旧の責は、補助事業者が負うこと
- 2 事業計画に記された補助金額等は、補助金交付決定のとき変更することがあること

(様式第11号) (第7関係)

スマート林業実践支援事業等中止(廃止)承認申請書

年 月 日
番 号

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった
年度スマート林業実践支援事業(または先端林業技術公募・実証事業)を、下記のとおり中止
(廃止)したいので承認してください

記

- 1 事業中止(廃止)の理由
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業を中止する期間
- 4 事業実施の見通し

(事業廃止の場合、2以下は記載不用)

(様式第12号) (第7関係)

スマート林業実践支援事業等期間延長承認申請書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった
年度スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）の実施期間を、下記のと
おり延長したいので承認してください。

記

1 事業が予定期間内に完了しない理由

2 事業の進捗状況

3 事業期間延長後の完了予定期日

年 月 日

(様式第13号) (第8第1項関係)

スマート林業実践支援事業等実績報告書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった
年度スマート林業実践支援事業 (または先端林業技術公募・実証事業) を下記のとおり実施
しました。

記

スマート林業実践支援事業等 実績書

別紙様式第13号関係のとおり

(別紙様式第13号の別添)

年度 消費税仕入控除税額報告書

番号

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

住所

氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局指令 第 号で補助金の(変更) 交付決定のあったスマート林業実践支援事業等計画について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第13条第1項の補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

① 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

② 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

③ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

④ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入すること。

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は前々年に係る所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

② 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)

④ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

スマート林業実践支援事業等調査調書

年 月 日

調査者 職氏名

印

補助金等交付規則第13条の規定による調査の結果は下記のとおりです。

記

事業実施主体

調査年月日 年 月 日

事業名	年度スマート林業実践支援事業 (または先端林業技術公募・実証事業)
事業実施主体	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
調査年月日 調査場所	年 月 日
事業費	
補助金額	
調査所見	

調査項目

- (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿
 - (3) 契約、支払い関係書類
 - (4) 補助金手続書類
 - (5) 補助金の交付を受けて取得した財産の管理状況、利用実績
 - (6) その他必要と認められる書類
- 必要に応じて現地調査を実施

(様式第15号) (第9第1項関係)

地域振興局達 第 号

申 請 者

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付した 年度スマート林
業実践支援事業等補助金の額を 金 円と (に変更して交付し) 確定し
ます。

年 月 日

長野県 地域振興局長

(様式第16号) (第10第1項関係)

スマート林業実践支援事業等補助金交付(概算払)請求書

年 月 日

地域振興局長 様

申請者
住所
名称
代表者氏名

年 月 日付け長野県 地域振興局達(指令) 第 号で額の確定
(交付決定)のあった スマート林業実践支援事業(または先端林業技術公募・実証事
業)を、下記のとおり交付(概算払)してください。

記

- 1 事業名 年度スマート林業実践支援事業
(または先端林業技術公募・実証事業)
- 2 確定(交付決定額) 金 円
- 3 交付(概算払)請求額 金 円

4 請求の内訳

確定額 (交付決定額)	交付(概算払)額			残額
	既交付額	今回請求額	計	
円	円	円	円	円

(振込先口座)

(様式第17号) (第12第2項関係)

スマート林業実践支援事業等財産処分承認申請書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年度においてスマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）により取得した（効用の増加した）財産を処分したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容
(補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載する。)
- 2 処分する理由
- 3 処分対象の財産内容
- 4 取得時の状況

事業主体名	取得財産の内容	取得年月日	取得金額 (円)	取得金額内訳 (円)		耐用年数
				補助金額	その他	

- 5 処分方法、価格、貸付年月日、条件等

(様式第18号) (第12第6項関係)

スマート林業実践支援事業等財産処分報告書

年 番 号
月 日

地域振興局長 様

申 請 者
住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により承認のあった 年度スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）により取得した（効用の増加した）財産を下記のとおり処分しました。

記

- 1 処分の内容
(補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載する。)
- 2 処分した財産の内容

事業主体名	財産の内容	取得年月日	取得金額 (円)	取得金額内訳 (円)		耐用年数
				補助金額	その他	

- 3 その他
(必要に応じて、処分内容等を証明する書類を添付のこと)

(様式第19号) (第13関係)

番 号
年 月 日

林務部長 様

地域振興局長

スマート林業実践支援事業等実施報告書

年度スマート林業実践支援事業（または先端林業技術公募・実証事業）を下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 事業実施主体名

2 報告する事業の内容

別添のとおり

（スマート林業実践支援事業実績報告書（様式第13号及び様式第13号関係）及びスマート林業実践支援事業等調査調書（様式第13号）を添付のこと。）